

環境保全を意識した欧州規格

の策定に取り組むEU

ジュネーブ事務所

現代の経済社会はこれまでの大量生産・消費・廃棄という「資源浪費的な経済社会」から、「環境へ配慮した経済社会」への転換が強く求められている。EUは環境問題への取り組みにおいては先駆的存在であるが、欧州委員会では、製品、プロセスあるいはサービスにおける取引面、品質面、衛生面および安全面を規定する欧州の任意規格の策定にあたり、環境保全を念頭に策定することにより、経済社会に貢献ができるとの強い確信を持っている。こうした欧州委員会の考え方を理解するためには、欧州規格の位置付け、役割を理解する必要がある。

1. ニューアプローチ指令における欧州規格の位置付けと役割、波及効果

EC（当時）は、域内のモノ、サービス、資本、労働の移動に対するすべての障害を撤廃すべく、85年より「欧州単一市場」形成への取り組みを開始した。そうした中、域内統合の障害となる、いわば技術的な貿易障壁を減らす目的でとられた法制化が、「ニューアプローチ」と呼ばれるものである。

ニューアプローチ指令として出された指令は、EU加盟国に対して法的拘束力があり、加盟各国は自国内の法規として導入し、履行する義務を持つ。また、矛盾する内容の法令や基準の廃止が必要とされる。同指令では、市民の健康、安全、消費者保護および環境保護に関し、国家規制の格差によって貿易障壁が形成されている分野において、その法的調和を目的として必須要求事項（EUとしての共通政策要求事項）が挙げられており、その要求事項に適合する製品は、CEマークを表示することができ、EU域内を自由に移動させることが可能となる。

企業にとってEU域内においてビジネスを行うためには、このニューアプローチ指令に適合した製品、プロセス、サービスを供給することが、必要となる。

しかしながら、このニューアプローチ指令自体には、必須要求事項または、法令の望ましい結果のみが記載されており、この目標を実現する具体的な方法、すなわち、詳細な技術的要求事項については触れられていない。

Report 3.

この技術的要求事項については、適切な欧州標準化団体 [CEN (欧州標準化委員会) 、 CENELEC (欧州電気標準化委員会) 、 ETSI (欧州通信標準化協会)] によって開発される欧州規格によって補完されることになっており、これら欧州標準化団体は、特定分野の規格を、欧州委員会から出されるマנדート [Mandate : すべての利害関係者のコンセンサスに基づいて、限られた期間内に開発するという E U 加盟国と欧州標準化団体との合意 (欧州委によって管理される)] に基づいて、開発することになっている。

従って、企業はニューアプローチ指令に適合した製品、プロセス、サービスを提供するためには、欧州標準化団体から発行される欧州規格との整合性を図ることが、必然的に求められることになる。こうして、E U の政策要求を、企業の作り出す製品、プロセス、サービスに具現化させることが可能となるのである。

なお、ここで言う企業とは、欧州の企業に限らない。欧州においてビジネス活動をする全ての企業が該当する。欧州への製品の輸出や、サービスの提供をしようとする全ての企業は、ニューアプローチ指令の遵守および、該当する欧州規格への整合性を図る必要がある。

2 . 環境 (保全) 的側面を考慮した欧州規格策定の推進

欧州委員会企業総局は、2003 年 6 月 25 日、「E U の標準化への環境側面の統合」と題する文書を発表した。欧州の規格策定システム構築に係わる全ての関係者 (ステークホルダー) に対して、欧州規格に適切な規定を記載することによって、製品、プロセス、サービスによって生じる環境影響が改善できることを改めて認識させ、環境を考慮に入れた持続的な処置に取り組むことを奨励することを目的としている。

その内容を簡単に紹介すると、まずは、欧州規格策定に係わるステークホルダーの意識を、「環境 (保全) 的側面を考慮した規格作りを常に心がける」という意識に変える必要性が述べられている。そうした観点から、環境側面のノウハウを普及させ、意識を高める有益な方法の一つとして、教育訓練が挙げられている。

次に、そうした意識を持ったステークホルダーをサポートするために、関連情報の提供が必要であるとしている。具体的には、環境に関する専門家のネットワークを通じて、技術的アドバイスを提供する環境ヘルプデスクと呼ばれるシステムが、CEN に創設されている。

さらに規格策定プロセスにおいて、ステークホルダー全てが、欧州各国レベル、E U レベルにおいて、関わるようにする必要性が述べられている。また、こうした動き、考え方を促進するための手段として、可能な限りの奨励策を施す必要性が述

Report 3.

べられており、具体的には、法的な奨励策、環境ラベルの活用および、環境にやさしい E U規格に対する E U賞の創設などが述べられている。 ISO(国際標準化機構)や IEC (国際電気標準会議)などの国際規格との関連についても触れられており、環境側面を導入する欧州規格が、関連する国際標準化を促す可能性があるとして述べている。

これに加えて、留意すべきことがある。それは、ISO や IEC などが策定する国際規格における欧州規格の影響の大きさである。今日、グローバルな企業活動をしていくためには、ISO、IEC などの国際規格の活用は、企業にとって必要条件となっている。ISO、IEC における国際規格の策定の現場では、その大部分の規格策定参加メンバーは、欧州メンバーで占められている。それは、欧州規格としての欧州のアウトプットが、関連する国際規格策定において、大きく影響する可能性が高いことを意味している。こうした意味合いからも、欧州における欧州規格策定の動向は、無視できないと言えるだろう。

3 . 欧州の環境配慮規格の策定動向

環境を配慮した欧州における規格開発活動の具体的な現状について、欧州レベルの CEN、CENELEC、国レベルの BSI (イギリス規格協会)、DIN (ドイツ規格協会)、AFNOR (フランス規格協会) に対して、2003 年 2 月に実施された調査結果を、以下に紹介する。

(1)環境配慮規格の策定指針導入状況

環境保全を念頭に置いた規格策定を進めるための指針として、ISO Guide 64「製品規格に環境側面を導入するための指針」、さらに、特に電気・電子分野の規格策定に対しては、IEC Guide 109「環境側面 - 電気・電子製品規格への導入」という指針が存在する。

全ての標準化機関が、製品規格の開発に ISO Guide 64 または IEC Guide 109 を導入している、または、奨励しているとの回答があった。また、規格開発を担当する技術委員会を支援するため、ISO Guide 64 導入のためのガイドラインを独自に整備している機関もあった。(次ページ表参照。)

Report 3.

質問 機関	製品規格開発に ISO Guide 64 [または IEC Guide 109] を導入しているか。	ISO Guide 64 (または IEC Guide 109) 導入のためのガイドラインがあるか。
CEN	導入している。	分野共通ガイドラインがある。 分野別ガイドラインはヘルスケア分野で策定された。建設、ガス分野は現在作成中。今後、他分野でも策定を進める。
CENELEC	導入を奨励している。	ない。
BSI	導入を奨励している	ない。 ただし英国規格作成手順の中で ISO Guide 64、IEC Guide 109 を引用している。
DIN	導入している。	分野共通ガイドラインがある。
AFNOR	導入している。	分野共通ガイドラインがある。 分野別ガイドラインは各技術委員会が任意で作成する。

注目されたのは DIN において、環境側面の配慮という点から規格案をチェックし 規格策定委員会に対して勧告や助言を行う "Environment Coordination Unit (ECU)" という専門の組織が、ドイツ政府の財政支援を受けて活動していることであった。また CEN においても、ドイツ政府と DIN の全面支援のもとに、DIN / ECU をモデルとした "Environmental Help Desk (EHD)" が 1999 年に設立されていた。これは 2 年間パイロットプログラムとして活動した結果大きな成果を上げることができたため、現在では CEN から正式な承認を得て活動している。CEN / EHD は、欧州委の "Integrated Product Policy (IPP) - Green Paper(2)" にも取り上げられている。

CEN/EHD の主な活動は、以下のようなものである。

- ・ CEN 規格策定委員会に対する環境意識の啓発
- ・ 規格原案に対する環境面からのコメント提出
- ・ ISO Guide 64 導入のための分野別ガイドラインや環境チェックリストの作成支援
- ・ 規格原案にコメントを行う環境専門家のネットワーク構築
- ・ EHD の広報活動

(2) Integrated Product Policy (IPP) : 製品が環境に与える影響を、ライフサイクルを通じて低減させるために E U が取り得る方策を幅広い観点からまとめたもの。

Report 3.

また、2年間のパイロットプログラムにおける主な成果としては、以下の点が評価された。

- ・ 130件の規格案件を抽出し、100件について規格策定委員会にコメントを提出
- ・ 270名からなる環境専門家のネットワークを構築
- ・ ヘルスケア分野でガイドラインを作成

(2) 3R関連規格の制定状況

欧州では、3R（3）に関連する規格は、強制法規や政府との関わりから作成されることが多い。例えば、包装・包装廃棄物分野で“Packaging and Packaging Waste Directive”というEU指令があるが、CENは、このEU指令と整合した3Rに関する欧州規格（EN規格）を欧州委の委任（mandate）を受けて作成している。また、DINでは再使用可能なワインボトルに関する規格（DIN6080）を制定しているが、背景にはドイツ政府からの要望があった。なお、DINは電気工学用部品・器具の再使用に関する規格も作成中である。

ただし、強制法規との関係を除けば、どの標準化機関でも、3Rに関わる規格を作成することをそれほど行っていない。これには、産業界の慎重な姿勢、任意の規格で素材の種類や比率を規定するのは困難なこと、また、環境問題はEUレベルでまだ政策論議が続いているため標準化機関はその結論待ち、といった事情もあるようだ。なお環境NGOからは規格の数値基準設定など3Rに関する要望が強く、標準化機関は様々な意見のバランスを取るよう努めている。

（3）3R：リデュース（reduce）、リユース（reuse）、リサイクル（recycle）

(3) 環境ラベル認証制度と規格の関係

環境ラベル認証制度と規格の関係は、各国により様々である。それは、認証制度の運営形態が国によって異なるためである。欧州では、国によって独自の環境ラベル認証制度が存在するほか、EUとしての環境ラベル認証も加盟各国内で行われている。（次ページ表参照）

Report 3.

質問 機関	国内に環境ラベル認証制度があるか。	環境ラベル認証機関と連携を取っているか。
BSI	英国独自の環境ラベル認証制度はなく、自己宣言が奨励されている。	-
DIN	ドイツ政府が運営する環境ラベル認証制度として、“Blue Angel” と呼ばれるものがある。	DINと “Blue Angel” の間に公式の関係はない。規格作成の際、環境ラベルを情報として考慮することはある。
AFNOR	AFNOR が運営する環境ラベル 認証制度として、“NF (フランス規格) Environment” と呼ばれるものがある。 [AFNOR は E U 環境ラベル (“ E U Flower ” と呼ばれる) のフランスにおける認証も行っている。]	AFNOR 自身が標準化機関であり環境ラベル認証機関でもある。 NF Environment 認証基準は AFNOR 規格をベースに作成する。 認証への利用を視野に入れて規格作成することはありうる。

(4) 強制法規と規格の関係

各標準化機関はそれぞれ政府当局との連携を図っており、規格が強制法規のツールとなることも多い。例えば、CEN が作成する環境測定分野の EN 規格は、E U の環境規制に多く引用されている。また、CEN、CENELEC は E U の委任を受けてニューアプローチによる E U 指令の整合規格を作成する立場にあり、E U 当局とは定期的に会合を持っている（環境関連のニューアプローチ指令は現在、包装分野の “Packaging and Packaging Waste Directive” (94 / 62 / E C) がある)。財政的には、CEN、CENELEC は E U と年間契約を結び支援を受けている。DIN もドイツ政府との関係は密接で、環境測定分野の DIN 規格は多く法律に引用されているほか、DIN/ECU および CEN/EHD の設立に政府が大幅な財政支援を行い、規格作成にも参加している。

ただし、同時に各機関とも国際規格との間に矛盾が生じないように配慮し、国際規格の採用にも努めている。環境問題は欧州レベルより国際レベルの ISO で議論するのが、ふさわしいとの意見も存在する。